

## 現 行

## 改 定

(積算方法)

第3 現場管理費の補正は、工期中に占める真夏日の割合である「真夏日率」を求め、これに補正係数を乗じることで「補正值」を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更設計書作成時点で行うものとする。

$$\text{真夏日率}(\%) = \text{基準日から工期末までの真夏日} \times 1 \div \text{工期} \times 2$$

小数第3位四捨五入、小数第2位止め

$$\text{補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 3$$

小数第3位四捨五入、小数第2位止め

※<sub>1</sub>：気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度以上の日※<sub>4</sub>または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度以上の日のうち休工日※<sub>5</sub>を除いた日をいう。

※<sub>2</sub>：第4条2項で定める基準日から工期末までの期間をいう。

※<sub>3</sub>：補正係数は1.2とする。

※<sub>4</sub>：当面の間、真夏日を「日最高気温が28度以上の日」と読み替える  
(出典：令和4年3月1日付け事管号外「土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領について」)

※<sub>5</sub>：現場閉所の日をいう。ただし、悪天候等により現場閉所となった場合は休工日としない。

(積算方法)

第3 現場管理費の補正は、工期中に占める真夏日の割合である「真夏日率」を求め、これに補正係数を乗じることで「補正值」を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更設計書作成時点で行うものとする。

$$\text{真夏日率}(\%) = \text{基準日から工期末までの真夏日} \times 1 \div \text{工期} \times 2$$

小数第3位四捨五入、小数第2位止め

$$\text{補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 3$$

小数第3位四捨五入、小数第2位止め

※<sub>1</sub>：気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度以上の日または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度以上の日のうち休工日※<sub>4</sub>を除いた日をいう。

※<sub>2</sub>：第4条2項で定める基準日から工期末までの期間をいう。

※<sub>3</sub>：補正係数は1.2とする。

※<sub>4</sub>：現場閉所の日をいう。ただし、悪天候等により現場閉所となった場合は休工日としない。